

わが国明治後半期の会社制度の展開過程

吉田準三

一、はしがき

さきに、筆者は、わが国の明治前半期における会社制度の展開過程を論じた。（拙稿　流通経済大学論集 第二四巻 第三・四号 一九九〇・三 参照）

今回は、それに続けて、わが国の明治後半期における会社制度の展開過程を論ずる。明治二三年三月、会社法をふくむ商法が公布され、翌四年一月より施行とされた。しかし、異論が続出したため延期され、明治二六年七月一日より会社法・破産法をふくむ商法の一部が施行された。さらに、明治三二年三月、新商法が公布され、同年六月一日より施行された。それらの新旧商法により、わが国の会社法制は確立され、合名会社・合資会社・株式会社・株式合資会社という四つの会社形態にそれぞれ法的根柢が与えられた。そのような会社制度の確立が、近代日本の資本主義経済の発展の基礎の一つとなつた。

その一方で、明治後半期の会社制度の展開過程を考える上で注意すべきことは、明治三八年一月施行の非常特別税法改正により、合名会社・合資会社と株主・社員の数が21人以上の株式会社または株式合資会社の間に、税率の格差が導入されたことである。帝国議会における政府委員の答弁によると、個人所得税が累進税率となつていて、家族・親族によって構成されることが多い合名会社・合資会社に累進税率を導入したが、21人以上で構成される株式会社・株式合資会社にはその必要がなく、一定率としたとされている。その理由は何であれ、その結果、最高

税率千分の百二二十五が課せられる所得金額十万円以上の合名会社・合資会社を、株式会社に組織変更し、株主数を21人以上とすると、税率が千分の六十二・五に半減する結果となつた。

非常特別税法は、日露戦争の戦費調達のための臨時的なものであつたが、戦後も存続し、大正二年四月の所得税法改正まで続いた。しかも、大正二年の所得税法改正でも、会社形態による税率の格差はそのまま恒久化されることになつた。

税法改正の動きは、明治四〇年の税法整理案審査会の審査結果公表などにより知らされていて、所得金額の大きい三井銀行・三井物産・三井鉱山などは、明治四二年から同四年にかけて相ついで株式会社化された。そして、それら三社の株式を保有する三井合名会社が設立され、三井家同族の十一家の当主が三井合名会社の無限責任社員となることによって、それらの会社を支配するという三井コンツェルンが形成されることになつた。

わが国明治後半期の会社制度の展開過程の特徴は、会社法制の確立、会社形態間税率格差の導入、三井コンツェルンの成立という二つにある。それらを中心にして論ずる。

二、会社法制の確立

(1)概要

明治三二年六月、新商法が施行され、それにより、わが国の会社法制は確立されたが、それに至るまでに、かなりの曲折があつた。その概要

は次の通りである。

①明治時代のはじめ、明治新政府は富国強兵・殖産興業を旗印として、わが国の近代産業の発展を促進する政策をとり、その手段の一つとして、わが国に西洋式会社制度の導入をはかり、民間人に会社設立を奨励した。しかし、明治五年の國立銀行條例その他を除き、一般会社法は制定されないまま、「人民相對營業」に任したため、会社と出資者の責任が有限責任であるか、無限責任であるかが明らかでないため、取引先との間に紛争を生じた。また、発起人が会社設立の名目で株金を集め、その集めた株金を持ち逃げするなどの詐欺的行為が行われた。そのため、わが国明治前半期の会社制度は、はなはだしく混乱していた。

②一般会社法の制定は、明治初期から望まれていたが、英仏等の商法の翻訳書が公刊されたのが明治十年前後であり、その後、フランス人ボアソナード、ドイツ人口エスレルなどを招いて、明治十年代に民法草案・商法草案などを作成させた。それをもとにして、政府の法典調査会がわが国の商慣習なども考慮に入れて会社法草案をつくり、明治十九年に元老院の裁可を得た。しかし、それは商法全体と関係を有するということで施行が見合わせられ、他の諸章とともに、明治二三年三月公布の商法にふくめられた。この商法を旧商法と呼んでいる。

旧商法は、はじめ、明治二十四年一月より施行することとされた。

③明治二三年八月、商法施行條例が公布され、商法と同じく、明治二十四年一月より施行することとされていた。この商法施行條例は、主として、既設株式会社について、商法の規定の一部の適用除外を認めるとともに、商法実施後六カ月以内に商法の規定する定款の認可を受け、さらに、許可を受けてより六カ月以内に登記を受けるべきことを定めていた。ただし、官許ヲ得テ設立シタル株式会社（ただし、聞置又ハ人民ノ相對ニ任ス等ノ指令ヲ得テ設立シタルものを除く）は、定款の認可を不用としていた。

既設の合名会社・合資会社は、商法実施後六カ月以内に登記すべきこととされた。

つまり、この商法施行條例は、既設会社に対する経過措置と、既設会

社のうち、商法の規定に合致しないものがあるときは、そのまま認めて、商法の実施を円滑に進めようとした條例であった。

④そのような配慮がなされたにもかかわらず、明治二三年十一月、新たに開設された帝國議會の衆議院第一回通常會に、永井松右衛門議員から、「商法及商法施行條例施行期限法律案」が提出された。この法律案は、その二つの法律の施行を明治二六年一月一日とするものであつた。そして、それは、同年十二月十六日に衆議院で可決され、さらに、貴族院でも可決され、明治二三年十二月二六日、法律第百八號として施行された。

⑤さらに、明治二五年五月二二六日、今度は、貴族院議員村田保の発議により、「民法商法施行延期法律案」が貴族院に提出された。その法律案は、両法の施行を明治二十九年十二月三十一日まで延期するものであつた。同法律案は、五月二八日貴族院で可決され、天皇の裁可を経て、明治二五年十一月二十三日、民法及商法施行延期法律が公布・施行された。ただし、同法律には、修正を終りたものは本文期限内といえども之を施行することを得、という但書がついていた。

⑥そこで、明治二五年十一月二十九日、政府から「商法及商法施行條例中改正並施行法律案」が議會に提出され、同年十二月二十日貴族院で可決され、さらに、明治二六年二月十八日衆議院でも可決され、同年三月四日公布・施行された。同法律により、商法中の会社法・手形法・破産法の部分が明治二六年七月一日より施行された。

なお、民法は、別途に審議・可決され、明治二十九年四月二十七日より施行された。

⑦明治三十一年、第十二議會に商法の全面修正案が提出され、明治三十一年三月七日公布、同年六月十六日より施行された。これを新商法といふ。それに対し、明治二三年公布、明治二六年七月一日一部施行の商法を旧商法という。

⑧明治四年五月、商法中改正法律が公布され、同年十月一日より施行された。

以上のようにして、わが国の会社法制は、明治後半期にほぼ確立され

わが国明治後半期の会社制度の展開過程

た。しかし、その過程は平坦なものでなく、とくに、旧商法は公布より施行まで二カ年以上かかり、施行期日が再々延期されるという曲折を経た。次に、旧商法の特徴とその施行延期理由と修正理由を見てみよう。

(2) 旧商法の特徴

旧商法の特徴は次のようであった。

- ① 会社形態として、合名会社・合資会社・株式会社の三つを認めた。
- ② それらの三種の会社をすべて法人とみなした。
- ③ 合名会社と合資会社は、設立後十四日以内に本店及び支店の地に於てその登記を受けるべきこと。

④ 株式会社は、七人以上の株主がいることが必要であるとした。そして、四人以上の発起人がいないと発起できなかつた。

発起人は会社を設立する地の地方長官を経由して目論見書と仮定款を主務省に提出して発起の認可を請う必要があつた。

発起の認可を受けた後、目論見書を公告して株主を募集することができた。そして、総株式の申込があつた後、創業総会を開いて、定款の確定と取締役・監査役の選定を行い、その後再び、地方長官を経由して主務省に会社設立の免許を申請し、免許を受ける必要があつた。会社設立免許を得た後、発起人はその事務を取締役に引渡す。その後で、取締役は各株式につき四分の一以上の金額を払込ませ、その払込が完了した後十四日以内に、目論見書・定款・株式申込簿・設立免許書を添えて登記を受けるべきであるとされていた。

発起の認可は、主として、定款の記載事項に遗漏や誤りがないかを主務省が検査し、遗漏・誤謬を訂正させるための手続であつた。(現在、国立公文書館に、当時の鉄道株式会社の発起認可書が残されており、また、東京都公文書館に一般の株式会社の発起認可書が残されている。それには、定款の字句の修正を指示したものがある。)

発起認可と設立免許という二重のチェックにより、株式会社の乱立による弊害、つまり、全社員が有限責任であるため、債権者が不当な損失を蒙ることや、発起人が株金を横領するなどの悪徳行為を防止しようと

したのである。しかし、設立時にどれ程チェックしても、それらを予防することは難しかつた。

⑤ 株式会社については、毎年一回以上計算を閉鎖し(決算を行い)、監査役の検査を受け、株主総会の認定を得た財産目録と貸借対照表を公告することが義務づけられ、また、それらを本店・支店に備え置き、通常の取引時間中なら、何人にもその求めに応じて、その展開を許す義務があつた。(第二百十八條及び第二百一十二條)

⑥ 合名会社の社員(つまり、無限責任社員)は、退社するとき、退社前に係る会社の義務については、退社後二カ年間、なお全財産を以てその責任を負う。(第二百一十五條)

合名会社が解散したとき、社員の無限責任はその義務につき五カ年未満の時効の定めなきときに限り、解散後五カ年の満了により時効にかかる。(第二百三十五條)

合資会社についても、同様の規定の準用が定められている。

合資会社の社員のうち、会社契約又は会社の決議により業務担当社員又は取締役が、その業務執行中に生じた会社の義務につき無限の責任を負うべきことを定めることができる。その無限責任は、退任後一カ年の満了により消滅するとしている。(第二百四十七條)

(7) 罰則

- (i) 発起人が株式申込につき詐偽の記載をなしたときは、二十円以上二百円以下の罰金に処せられる。(第二百六十三條)
- (ii) 業務担当社員、取締役、監査役、清算人は、官庁又は総会に故意に会社財産や業務の現況につき不実の申立をしたり、事実を隠蔽したり、公告に詐偽の陳述をしたとき、五十円以上五百円以下の罰金に処せられる。情重きときは、罰金に併せて一年以下の重禁錮に処せられる。

以上のように、旧商法は、とくに、株式会社について設立時の二重チェックと設立後の重役の義務を重くし、その上、不実の申立や公告に重い罰則を設け、債権者や株主が不当な損害を蒙らないように配慮したものであつた。また、合名会社・合資会社の無限責任社員の無限責任を、退社・解散後一定期間内は解除しないなどの規定を設け、その責任を免

れるのを防ぐ配慮をしていた。

それらに対し、商業者から実情に合わないなどの反対論が出され、その施行が再々延期されることになったのである。

(3) 施行延期理由

明治二十二年一月、大日本帝國憲法が公布され、明治二十三年十一月より施行された。それに伴い、明治二十三年十一月、帝國議會が開設された。旧商法は、その議會開設前に公布され、議會開設のときは施行されていなかつた。そのような中途の状態のときに議會が開設されたので、新しく衆議院議員となつた永井松右衛門が、「商法及商法施行條例期限法律案」を衆議院に提出し、明治二十三年十二月十六日、同院で可決され、続いて、貴族院でも可決され、同年十二月二十六日、法律第百八號として施行された。同法律は、商法と商法施行條例の施行日を明治二十六年一月一日とするものであつた。

そのように施行を延期する理由を、衆議院議事速記録にもとづき検討して見る。発議者である永井議員は、提案理由として、次の四点をあげている。

①公布より九ヶ月余りで施行となると、人民が熟知する時間が不足である。

②商法は民法と同時に施行されるべきであるのに、民法の施行は明治二十六年一月一日となつてゐるから、商法の施行もそれまで延期すべきである。

③この商法には、日本の商業者の慣習に当てはまらないものや、日本にまだ成り立つていない規定があるから改めるべきである。

④この商法には、実際に商業者の地位にある者にとって判り難い文字が使用してあるから改めるべきである。

この③④の改正には時間がかかるので、取りあえず、この商法の施行を延期すべきである。

永井議員の提案理由は大体以上のようなものであつた。それに対し、豊田文三郎議員などから、施行延期反対という発言がなされている。豊

田議員の反対理由は次の三点である。

①人民が熟知する時間が不足であるというが、ただ、施行を延期したところで熟知するということはない。熱心な者は短い期間でも勉強して熟知するし、不熱心な者はいつまでも熟知しない。

②延期どころでなく、商法中の会社法の如きは、その施行の遅きを憂えている位である。今の会社の如きは、概ね株主は発起人を信用して株金の申込をする。そして、株主が実際にその会社が成り立たぬことを知る時分には、発起人はその株を売払つて逃げるということが往々にしてある。これらは實に嚴重なる取締をせねばならぬ。そうでないと、到底、商家の信用というものを維持できない。誠実なる商業家は会社法が早く制定されることを、七年前より熱望して止まない。

③俗にいう山師などは大変商法の実施を恐れる。なぜ、商法の実施を恐れるかといえば、黠詐奸説のことができなくなるからである。商法の実施は、それだけ良民に利益を与えることになる。

以上の理由で、豊田は、予定通り明治二十四年一月一日から施行するよう主張した。

なお、商法施行延期法案審議の第一讀会の終りに近い時点で、政府委員の資格で、当時の司法次官箕作麟祥がとくに発言を求め、政府の商法施行の趣旨説明を行つてゐるので、それを引用する。(衆議院第一回通常會議事速記録第十一號 明治二十三年十二月十六日)(衆議院議事速記録複製 1)

明治二十三年一二五頁(一二六頁)

「私ハ永井君ノ提出セラレマシタ案ノ可否ハ申シマセヌ、只政府委員ノ資格トシテ、簡單ニ商法ノ沿革ト、商法ハ民法其ノ他ヨリ一日モ速ク、實施セネバナラヌト云フコトノ政府ノ趣意ヲ申シマス、先ツ商法ノ沿革カラ申シマスレバ、此ノ商法ヲ始メテ政府ニ於テ、設ケラル、ト云フ考ヲ起シマシタノハ、是ハ明治初年ノコトデ御座イマシタガ、併シナカラ今日發布セラレタ商法ヲ起草セラレタノハ、明治十四年デ御坐イマス、而シテ商法編纂委員ト云フモノヲ設ケラレテ、先ツ商法全部ヲ作ルコトニナリマシタガ、何分全部デハ大部ノモノデアリマスカラ、一月、二月

デハ出來マセヌ、然ルニ人民、社會ハ實ニ進歩シテ、愈々商法ヲ實施シナケレバナラヌ時期ニ切迫シテ來マシタカラ、全部ヲ作ル暇ナク、先ヅ其ノ商法中ノ最緊要ナル所ノ會社法、及ヒ破産法ヲ作ルコトトシテ即會社法、破産法ノ編纂委員ト云フ、此ノ兩部ヲ政府ニ於テ設ケラレマシタ、其ノ會社法ハ先ヅ第一番ニ出來上ガリ、既ニ元老院ノ議決モ經マシタ、然ルニ段々論ガ起ツテ、會社法ハソレデ濟ムガどうモ此ノ會社ガ破産シタナラ如何、一体商人ハ何カ、商取引ハ何カト云フニ、必ズは會社法破産法ニ牽連シタモノデ御坐イマス、必ズ商人ハ何、商取引ハ何カト云フコトノ規定ヲ設ケネバナラヌ、或ハ此ノ規定ヲ設ケタ所ガ、またはデハナラヌ、矢張商法規定ノ契約ガ無ケレバナラヌト云フ所カラ、段々牽連シテ遂ニ商法全部ヲ定メネバ、到底人民ニ行フテ充分ニヤルコトハ、出來又ト云フコトニ至リマシタ、茲ニ於テ一方ハ商法全部ノ編纂ヲ進メテ居リマシタガ、幸ニ全部ノ編纂モ餘程捲取ツテ居リマシタカラ、遂ニ之ヲ一ト纏トシテ出來ル運ビニナリマシタ、ソレ故會社法ハ、一旦元老院ニ於テ議決シテモ見合セニナッテ、即全部ヲ布ク事ニナリマシタガ、元老院デ可決シタノハ實ニ明治十九年デ御坐リマス、其ノ中デ出來夕方ハ當時實施ニ迫ラレテ發布ニナリマシタガ、コレハ商法一部ノ規定ガ御坐リマスカラ、孰レ完全ナ商法ガ行ハレテハ、今日ノ手形法ハ改正セネバナラヌト云フコトハ、今喋々致サズトモ是ハ諸君ガ御承知ノコト、存ジマス、扱商法編纂ノ手續ニ於テ一言致シテ置キタイノハ、先ニ申シマシタ通り、明治十四年ニ於キマシテ、一方ハ商法ノ規定ニ着手シマシタ、一方ハ慣習ヲ調査シマシタ、此ノ慣習ノ事ニ就イテハ先キニ本院デ議論モアリマシテ、是ハ慣習ヲ取ラヌト云フコトデアリマシタガ、決シテ左様デナイ、殊ニ地方ノ商業會議所ニ託シ……其ノ他商工會ニ諮ヒマシタガ、既ニ其ノ節諸君中ニモコレニ答ヘラレタ方モアリマセウ、此ノ中ニ在ルカ無イカハ分リマセヌガ、此ノ中ニ答ラレタ人ガ在ルト思ヒマス、ソレハ隨分茲ニハ持ツテ居リマセヌガ、隨分大部ナモノデ山ヲナシマシタ、いつデモ御覽ニ入レマス、實ハ商法ハ我邦一國ト云フ狭イモノヲ、今日ハ見ルコトハ出來マセヌ、幾分カ萬國普通トシテ見ルベキモノデ御坐イマスカラ、民法トハ違ヒマス、故ニどノ様ニ慣習ガ出來テモ、皆慣

習ニ任セルコトハ出來マセヌ、此ノ慣習ハ諸君モ御承知ノ通り、甚ダビうモ以前ノ封建ノ餘習デ御坐リマスガ誠ニ不規律デアツテ、どうモ是ヲ以テ法律ノ一部ニ置クコトガ、出來ヌモノガ多ク御坐リマス、併シナガラ此ノ商法ヲ編纂致シマスルニ就イテハ、日本ノ習慣ハ少シモ棄ハ致シマセヌ、注意ノ上ニモ注意ヲ加ヘテ、取ルベキモノハ取りマシタ、即商法ノ明文ニ書イテアリマス、第一條ヲ御覽ニナレバ分リマス、其ノ他商慣習ト云フ字ハ、商法ノ中ヲ搜セバ確ニ數箇條アルト思ヒマス、ソレカラ此ノ商法ハなぜ民法ヨリ先キニ、實施シナケレバナラヌカ、どうモ同時デヨイデハナイカ、既ニ今日御議論ニナツテ居ル様ナコトモアリマスガ、どうモ然ウハ參ラヌト云フノハ、先キ程モ或議員ヨリ誠ニ明白ニ述ベラレマシタガ、此ノ商法ノコトト云フモノハ會社ノ弊、或ハ破産ノ弊ニ就イテ、コレハ申スマデモナク諸君モ御承知ノ事デアリマセウガ、一日モ棄置キ難イノデアリマス、即民法ノ様ニ唯一箇人々々ノ間ニ於ケル事ヲ規定シタル、純粹ノ私法トハ申シ難イモノデアツテ、幾分カ社會ノ經濟上ニ影響ヲ及ボスモノデアリマス、決シテ政法デハナイ、政ニ屬スルモノデハアリスマイ、矢張私法ニ屬スルモノデハアリマセウガ、ソコハ民法トハ大ニ違ヒマス、今日我國ノ有様ニアツテハ、甚ダ急務ナモノデアリマス、ソレ故ニ此ノ商法ヲ制定致シマシテ、商業上ノ弊害ヲ先ヅ第一ニ矯正シナケレバナラヌ、今日會社ヲ設立スルト云フコトニ名ヲ托シテ、良民ヲ害スルコトハ實ニ明白ナルコトデアリマス、斯ノ如キ事ガ最此ノ商法ノ實施ヲ急グ所以デアリマスガ、サリトテ是迄既ニ設立シテアリマス會社ニ、一時ニ來年一月一日カラ商法ノ通りシロト云ヒシマタラ、或ハ是カ爲ニ多少ノ迷惑ヲ感ズルコトモアリマセウニ依ツテ、政府ハ充分ニ其ノ主務ノ諸省ト御相談シテ、諸君ノ知ラル、如ク、商法施行條例ト云フモノヲ設ケ、是ニ就イテハ既ニ設立シテアル會社ト云フモノハ、或ハ半年或ハ一年或ハ一年半ト云フ位ノソレゾレノ事柄ニ依ツテ、猶豫ヲ受ケテアリマス、決シテ明年一月一日ニ是ヲ實施シタカラト云フテ、是カ爲ニ損害ヲ蒙ムルモノデハアリマセヌ、然ルニ此ノ法律ヲ延期シヤウト云フ論者ハ、何シノ必要ガ有ツテ是ヲ延期シヤウト言ハレマスカ、……どうモ私ハ一向ニ延期スル程ノ必要ヲ見マセヌ、……」

以上のような施行延期案についての賛否両論と政府委員の趣意説明があつた後、採決した結果、賛成多数であつたので、ついに、商法と商法施行条例は、明治二六年一月一日より施行することに決した。

しかし、明治二十五年五月二六日、貴族院議員村田保の発議により、民法商法施行延期法律案が貴族院に提出され、五月二八日、同法律案は貴族院で可決された。さらに、六月十日、衆議院でも同法律案は可決され、天皇の裁可を経て、明治二十五年十一月二十二日、民法及商法施行延期法律が公布、施行された。同法律は、民法・商法の施行を明治二九年十二月三十一日まで延期す、但し、修正終りたるもののは本文期限内といえども之を施行することを得、となつていた。

商法施行延期の理由は、前回と同様で、主として、わが国の商慣習に適合しないところがあるので修正した上で施行すべきであるということであつた。それに對し、商法がないため經濟活動上不正が行われているので、一刻も早く施行すべきであるという反論があつた。そこで、明治二十五年十一月二十九日、政府から商法及商法施行条例中改正並施行法律案が提出され、同年十二月二十日、貴族院で可決、翌明治二六年二月十八日、衆議院でも可決され、三月四日公布・施行された。同法律により、商法中の会社法・手形法・破産法の部分が明治二六年七月一日より施行された。

表一 わが国明治後半期の会社数の推移(司法省登記統計年報より作成)その一

		設立数	解散数	解散率	設構成比%中	解散構成比%中	活動構成比%中	合計
		設立	解散	活動中	設立	解散	活動中	株式会社
		設立	解散	活動中	設立	解散	活動中	合資会社
明治二十六年		一五〇	一三	二三七	七九五	六一	七三四	一、五三〇
明治二十七年		一四二	三二	三四七	五〇六	九七	一、一四三	二九八
明治二十八年		一一六	三六	四二七	七三二	二六〇	一、六一五	一、二七一
明治二十九年		一七〇	五一	五四五	一、〇四二	二七一	二、三八六	三〇八
明治三十年		二四〇	七〇	七一五	一、五〇二	三五八	三、五三〇	八二三
明治三十一年		二四六	五八	九〇三	一、四四六	四一四	四、五四六	九一二
合計		一一、七四六	一一、一四九	一一、三〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

表二 明治26年から明治31年までの六年間の会社設立・解散の累積数と構成比率

総計	合名会社	合資会社	株式会社	設立数	解散数	解散率	設構成比%中	解散構成比%中	活動構成比%中
一一、七四六	一一、一四九	一一、三〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一一、七四六	一一、一四九	一一、三〇
一一、七四六	一一、一四九	一一、三〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一一、七四六	一一、一四九	一一、三〇
一一、七四六	一一、一四九	一一、三〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一一、七四六	一一、一四九	一一、三〇
一一、七四六	一一、一四九	一一、三〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一一、七四六	一一、一四九	一一、三〇

わが国明治後半期の会社制度の展開過程

(3) 旧商法の改正点と改正理由

明治二六年三月四日、商法及商法施行条例中改正並施行法律が施行された。その改正点は主として次のようであった。

①合名会社の社員数を一人以上七人以下としていたのを、「七人以下」を削り、社員数の上限をなくした。(第七十四條改正)

②「商號」の二字を「社名」に改めた。(數カ所)

③「開業」の二字を「事業ニ着手」に改めた。(四カ所)

④取締役が連帶無限の責任を負う可き旨を予め定めることを得、其責任

は退任後一カ年の満了により消滅するとなっていたのを、「二カ年の満了」に改めた。(第二百八十九條)

⑤株式会社は財産目録や貸借対照表などを「何人ニモ其求ニ應シ展閱ヲ許ス義務アリ」となっていたのを、「何人ニモ」を「株主及會社ノ債權者ノ」に改めた。(第二百二十二條)

⑥商法施行條例第四十六条、第四十七条削除。これらは、債権者の申立により債務者を警察官や司獄官吏が留置場に勾留・監守することを定めた規定であった。

以上のような改正を行つたが、それらは字句の訂正や期間の延長に過ぎないか、債務不履行者を刑事犯罪人と同様に扱うのを控えたものであつて、それによつて、施行延期論者が主張していた「日本の商慣習に合はない点がある」ところを改正したとはいえない。にもかかわらず、結局、明二六年七月一日から施行することになったのは、それ以上引き延ばすことができない、つまり、根負けした結果であろう。また、三年余り経過するうちに、人々の理解が深まり、抵抗が弱まつた結果であろう。

(4) 旧商法施行後の会社数の推移

明治二十六年から明治三十一年に至る間の会社数の推移は、表一に見る通りである。商法施行條例第五條に、「既ニ設立シタル各會社ハ商法実施ノ日ヨリ六カ月内ニ商法ニ準シテ登記ヲ受ク可シ」とある。また、同條例第十條に、既設株式會社は商法実施の日より六カ月内に定款の認可を受け、認可を受けた日より六カ月内に登記を受けるべしとされていた。

ただし、官許（聞置又は人民相対に任す等の指令を受けたものは除く）を受けた既設株式會社は認可・免許を不用とした。いすれにせよ、旧商法一部施行後六カ月ないし一カ年の猶予期間があつたことになる。そのため、明治二十六年中に合名会社・合資會社の設立登記が多く行われ、株式會社の設立登記は、明治二十六年中は少なく、むしろ明治二十七年に集中的に行われたものと思われる。

明治廿七年六月二十三日付 東京府令第四十五号（東京都公文書館所蔵書類による）

合名又ハ合資ノ組織ヲ以テ設立シタル商事會社ニシテ登記ヲ受ケタルトキハ其都度所轄鳴庁郡区島役所ヲ經由シ登記ノ事項及其年月日ヲ當庁へ届出ベシ

但既ニ登記ヲ受ケタルモノハ此際届出ベシ

右の府令にもとづき、東京府庁へ登記の事實を届出た書類が東京都公文書館に残つている。

(i) 三菱合資會社

明治二十六年十二月十五日 設立

明治二十六年十二月十八日 京橋區裁判所ニ於テ登記

明治二十七年八月三十一日 東京府庁へ届出

(ii) 三井鑛山合名會社

明治二十六年七月六日 登記申請済

明治二十七年六月二十九日 東京府庁へ届出

(iii) 帝國海上保險株式會社（安田火災の前身）

明治二十六年八月二十六日 株式會社発起

認可願出

同 年八月二十八日 同願出を農商務大臣認可

同 年九月二十六日 同會社設立許可願出

同 年九月二十七日 設立免許交付受取

同 年十一月 嘗業開始（登記日不詳）

なお、私設鐵道會社数は、次のように推移した。（日本帝國統計年鑑による。）

明治二十四年十二月末現在 二十二社

明治二十六年九月末現在 二十八社

(そのうち株式會社となつたもの 十六社)

明治二十七年九月末現在 二十九社

明治二十八年三月末現在 二十九社

明治二十九年三月末現在 四十社

明治三十年三月現在 五十三社

明治三十一年三月現在 六十八社

(明治二十七年以降は、すべて株式會社である。)

三井銀行と安田銀行は、明治二十六年六月中に、それぞれ合名會社となることを大藏大臣に願出て承認されている。

明治二十六年七月一日、商法の一部施行により會社法制が確立してから、明治三十二年三月に新商法が施行されるまでの間の會社制度の特徴は、次のようにある。

(i) 設立数の比率で見ると、合名會社一割、合資會社五割、株式會社四割である。しかし、合資會社は解散数も多く、解散総數中六八%を占め、解散數は設立數の二四%つまり四社に一社が解散していることになる。

合名會社は、設立数が一割、解散数・活動中もほぼ一割前後である。

それに対し、株式會社の設立数は三八%なのに活動中の會社数の四三%を占める。それは解散率が六%程度で、一度設立すると、なかなか解散しないためである。それは、株式會社は発起認可・設立免許を得るのが大変だからであると同時に、財務諸表の公告等が義務づけられているため、株式會社化するのをためらう空気が世間にあつたのも會社解散に占める株式會社の数の少ない理由となつていただろう。また、有限責任の會社は破産したとき誰も責任をとらないから信用できないという空気があつたことも事実である。

そうしたことから、明治後半期を通して、會社数の中で、合資會社の数がより大きな割合を占め続けた。それは、一部有限責任社員がいて、

外部から有限責任の出資を受け入れ得るという柔軟性が好まれたためであり、しかも、無限責任社員がいて責任を引受ける立て前になつていたことも、合資會社形態が好まれた理由となつていただろう。しかも、設立の際の発起認可や設立免許が不用であり、所定の事項を登記するだけでよいという簡便さも魅力であつただろう。

それに対し、合名會社は三井等の旧家や新興の安田などの財閥が、その同族の財産を結集する企業形態として利用した。しかし、まつたくの他人同士が無限責任を負う合名會社を設立するケースは、やはり、抵抗があつたであろう。その結果、限られた家族・同族の間で合名會社が形成されただけなので、合名會社の比率は低いままに推移したとみられる。

なお、三菱は合資會社形態をとつたが、有限責任社員はおかげ、その実態は合名會社であった。そのように、法律上、登記上は合資會社でも、実質的に、合名會社であつたものもある。そのようなことは、株式會社でも株式の大部分が一家族・一同族の手中に集中していれば、その実態は合名會社・合資會社とあまり變らない。ただ、法律上、有限責任の利益を得るために形式的に株式會社になつてゐるだけに過ぎない。ただ、この免許制の時期の株式會社は、鐵道等の公共性のある會社が多く、比較的公開されていたものと思われる。

(5) 新商法の審議経過と修正点

新商法（議会での正式名称は商法修正案）は、まず、明治三十一年五月十九日に、政府より貴族院に提出せられ、同年五月二十八日、貴族院で可決されたが、衆議院解散のため不成立となつた。そのため、改めて、明治三十二年一月十四日再提出され、同年一月二十四日貴族院で可決され、衆議院に回付され、同年一月二十四日、衆議院商法修正案審査特別委員會で可決された。

明治三十二年三月七日、商法修正法律が公布され、同年四月八日の商法施行勅令により、商法修正法律は明治三十二年六月十六日より施行された。それにより、旧商法は第三編（破産）を除き廃止された。

また、明治三十三年三月七日、商法施行法が公布され、商法修正法律

と同時に施行された。商法施行法は、旧商法から新商法への移行を円滑に行うための経過措置を定めたものである。

新商法の旧商法と異なる点について、衆議院商法修正案審査委員長鳩山和夫が、明治三十一年六月七日、衆議院本会議で行った説明を引用する。（衆議院議事速記録 複製 13 明治三〇年 二八九頁）

「此修正商法ト舊商法トノ異ナル所ヲ摘ンデ申上ゲテ置カウト考ヘマス、其第一ハ舊商法ニハナカツタ所ノ株式合資會社ト云フモノガ、新商法ニハ加ハツテ居ルノデゴザイマス、其詳細ナルコトハ、此案ニ附イテ御覽下サルト直グ分ルノデ、二百三十五條ヨリ二百五十四條ニ規定シテゴザリマスル、又第二ハ舊商法ニハ、會社又ハ會社目的ノ變更ニ關スル規定ガナカツタノデアリマシテハ、會社ノ合併若クハ其會社ノ目的ノ變更ニ關スル規定ガ掲ゲテアツテ是等モ社會ノ需要ニ丁度應ズルモノデアルト、私共ハ考ヘル、又第三ニハ、舊商法ニハ、外國會社ニ關スル規定ガナカツタノデアリマスルガ、修正商法ニハ、外國會社ニ關スル規定ノ設ガアル、是モ申スマデモナク、改正條約ガ行レタ後ニ、外國ニ於ケル會社ガ、日本ニ於キマシテ會社トシテノ法律行爲ト云フヤウナモノニ附イテ、規定ノ必要ガアルト、云フコトハ論ノナイコトデアラウト考ヘマス、第四ニハ舊商法ノ會社編ノ中ニ共產組合ト云フモノニ關スル規定ガアリマシタ、是ハ會社編ノ中カラハ、此度ハ除カレテ仕舞ツテ、一種ノ契約ト認メテ、他ノ部ニ其規定ガアリマス、第五ニハ會社ノ設立其他ニ關シテ、行政官廳ノ干渉ヲ除イタト云フノガ、舊商法ト修正案ト違フ所即チ、會社ノ設立ニ附イテハ行政官廳ノ許可ヲ要スルト云フノガ、舊商法ノ規定デアル、修正案ニアリマシテハ、會社ノ設立ニ附イテハ、行政官廳ノ許可ヲ要セズト云フ方針ニ基イテ規定ガゴザリマスル、ソレカラ破産法ノコトニ附イテ一言申上ゲテ置ク、破産法ハ一體商法ノミニ關係ノモノデナクシテ、商法民法ニ通ジタル所ノ規定ニ據ルベキモノデアル、舊商法ニ破産ガ第三編ニ編纂シテアリマスルガ、此度ハ商法ノ中カラハ破産ニ關スル規定ヲ取除イテ仕舞ツタ政府委員ノ言フ所ニ據ルト、破産法ト云フモノハ別ニ一ノ獨立法トシテ、次ノ議會頃マデニ提出ニナルベキ順序デアルト云フコトデアリマスル、

ソレカラ此際ニ修正案ヲ行フテ、舊商法ヲ行フベカラザル理由ハ、舊商法ハ民法ト抵觸スル箇條ガ數多アル、又民法ニ重複スル箇條ガ數多アツタノデアリマス、ソレハ曾テボアソナード氏ガ起草委員トナツテ、ソレヲ修正加除シタモノニアツタシ、所謂舊民法ハ舊商法ノ方ハ、全ク人ヲ異ニシ、即チ獨逸人ノロイスレルト云フ人が、此起草委員トナツテ、且ツ商法ト民法トハ、同時ニ行フト云フ精神デナクシテ、商法ノミ先ギニ行フト云フ考ヲ以テ編纂シタモノニアツタノデアリマス、起草者ガ既ニ異ナリ、又之ヲ行フトキモ同時ニ行フト云フ考ガナカツタタメニ、舊商法ト舊民法トノ間ニハ、重複スル所ガ數多アル、抵觸スル所モ亦アル、而シテ本院デ可決セラレマシタ民法ト、ソレカラ舊商法ト比較シマスレバ、矢張其條文中ニ重複スル所數多アリ、抵觸スル所モ、亦アルト云フ理由デアリマスル、即チ舊商法ヲ實施スレバ不都合ヲ生ジ、修正案ヲ是非實施シナケレバナラヌト云フ理窟ガソコニアルノデゴザリマス、施行法案竝ニ供託法案ニ附キマシテハ、別ニ此處デ説明ヲ要スルコトハナイト考ヘマス、此段報告ニ及ビマス」

その後、衆議院解散により審議が中断されたが、翌明治三十二年の一月より二月の審議の結果、一二、三の修正を経て、ほぼ原案通り可決・成立了。

新商法（商法修正）の特徴は、前述の鳩山の説明にある通りである。その中で、とくに注目すべきは、會社設立について、行政官庁の干渉を廃止したことである。つまり、株式會社の設立について、免許制をやめて、準則主義を採用したことである。

會社設立免許制から準則主義への移行は、一つには諸外国が準則主義をとっていることにならつたものであるが、それだけでなく、明治三十年前後にわが国の資本主義が確立されたと見られる程、わが国の經濟が明治二十七、八年の日清戦争の後、急速に発展し、明治前半期のように、官の主導によつて近代産業を發展させていく必要がなくなり、むしろ、官の干渉は自律的成長を始めた經濟の發展を阻害することになりかねなかつたからである。通常、官は一度手中にした権限を手放したがらない

ものであるが、わが国明治期の官はよくその会社免許権限を手放した。その開明的な精神を高く評価すべきである。

もつとも、旺盛な起業のため、会社設立免許申請が殺到し、手に負えなくなつた面もあると思われる。

(6) 新商法施行後の会社数の推移

明治三二年七月の新商法施行後の会社数の推移は、表三、表四、図一に示してある。

株式会社について見ると、免許制廃止に伴つて、自由に設立できるようになつたため、明治三十二年、三十三年、三十四年の三カ年に急増した後、むしろ、残存し活動している株式会社の数は、明治三十五年から三十八年にかけて減少している。

それは、株式会社について、世間にはその有限責任制に対する不信感が根強く残つており、官の免許というお墨付がなくなつたため、三井直系の三井物産や三井礦山は依然として合名会社のままであり、有力な産業会社の株式が市場に上場されていないという事情もあつたからである。その一方で、日清戦争後盛り上がつた起業熱は、明治三三年の清国における義和團事件の発生、明治三十四年の日本の天候不順による米の凶作などにより物価が騰起し、外国貿易の赤字幅が大きくなつたため、景気は沈衰した。明治三十五年に小康を得たものの、明治三十六年には、満州（中国東北部）における露国撤兵問題から外交上不安感が強まり、明治三十七、八年は日露戦争が起つて経済活動は抑圧された。（竹澤正武著　日本金融百年史　昭和四十三年　第五章第三節　明治三三年以降における金融の混乱と企業の沈衰　一六六頁～一七七頁等参照）

そのような一般の経済不況が起業熱を冷し、会社設立の手控え、既存会社の解散の増加となつたとみなされる。

明治三八年中期に日露戦争は日本側勝利に終り、日本は満州に大きな権益を獲得し、その後、日本経済は大きく飛躍する。それに伴い、明治四十年頃から、株式会社の数が増加し始め、明治四十四年、明治四十五年（大正元年）、大正二年の三年間の増加が著しい。それは、日本経済の

拡大を反映したものであると同時に、税法による影響もあると思われる。

明治三八年一月に施行された非常特別税法と大正二年非常特別税廃止と同時に施行された所得税法改正の二つの税法により、株主・社員の数が二十一人以上の株式会社・株式合資会社の税率と、合名会社・合資会社の税率の間に格差が設けられ、とくに、利益額が十万円以上あるいは二十万円以上の会社の場合には、前者の税額は後者の税額の半分になることになつて來た。その結果、三井銀行、三井物産、三井礦山などの高収益の会社が、明治四十年代に合名会社から株式会社へ転換することになった。そのような税法と会社形態の関係については次節でくわしく述べる。

合名会社の数は、明治後半期に着実に増加した。あまり好不況に左右されず、明治三十年代中期の不況期にも漸増し、明治四十年代にやや急増したものの、大正にはいると横ばいとなつた。

合資会社は、数の上では、明治三十六年まで、ほとんど株式会社と変わらなかつたが、その後、増加率を高め、明治四十年代と大正はじめにかけて急増し、会社形態の主流を形成することになつた。前述の二つの税法によると、所得額二万円未満の会社では、合名会社・合資会社の税率のほうが低かつたからである。したがつて、中小企業や低収益会社は合名会社・合資会社のほうが税金が安く、とくに、合資会社は有限責任の出資を外部から受け入れるという便宜さがあり、また、経理公開などの義務を負わなくてよいという点も、商業者に好まれたと思われる。

株式合資会社の制度が取り入れられたが、実際はあまり普及せず、税法上有利となつた明治四十年代に四〇社～五二社となつただけである。会社総数二万五千社に比べ、ほとんど無視できる数である。

条約改正後、外国会社がわが国で事業を営むことが増加することを見越して、外国会社に関する規定が設けられた。その登記実績を見ると、外国会社の制度が導入された初年度の明治三十二年に、本店一〇〇、支店一〇の登記があつたが、その後は、年に一〇前後の設立登記があつただけで、明治四十一年には解散二四の登記があり、大正二年までの十五年間の累計では、設立二一一、解散三一の登記があつた。差引一七九で

わが国明治後半期の会社制度の展開過程

大正 二年	七四三	表三 わが国明治後半期の会社数の推移（司法省登記統計年報より作成）その一											
		合名会社			合資会社			活動中			設立		
		設立	合併又ハ組織変更ニヨル設立		解散	合併又ハ組織変更ニヨル解散		活動中	合併又ハ組織変更ニヨル設立		設立	合併又ハ組織変更ニヨル設立	
明治 四十五年 元年	七四八	七六八	七二四	六七二	七三九	八一七	五四六	三九	三八	三九	九	四、三八二	二、三三六
大正 二年	一〇	三	八	一	六	一	一	一	一	一	九	四、三五二	一、九三五
四十四年	四八六	七三二	三六七	三二一	三五五	二五九	二〇三	一八三	二〇八	一八七	九	四、三八二	一、九三五
四十五年 元年	一〇	九	二	一	六	一	二	一	一	一	九	四、三五二	一、六八三
四十六年	一、二三三	四	一	一	七七四	七二五	五九五	五八〇	五六九	五五九	一〇一八	八五四	一、〇一八
四十七年	二、三三六	四	一	一	九	七	三	七	八	五九五	九	九七二	一〇、八八四
四十八年	二、三三六	四	一	一	九	七	三	七	八	五九五	九	九七二	一〇、八八四
四九年	二二、〇七七	一〇	一	一	九	九	九	九	九	九	九	九	二二、〇七七

注)活動中の会社数 = (設立+合併又ハ組織変更ニヨル設立)
 - (解散+合併又ハ組織変更ニヨル解散)

ある。その会社総数に占める割合は一%以下で小さい。
 合併・組織変更に関する規定が新商法に設けられたが、登記面で見ると、それによる設立・解散の件数は少ない。しかし、たとえば、明治四十二年の三井銀行、三井物産の株式会社化に際しては、新たに株式会社三井銀行、三井物産株式会社を設立し、それに旧合名会社三井銀行、三井物産合名会社の営業を引き継ぎ、旧合名会社を清算する手法をとっている。それらは実質的には合名会社を株式会社に組織変更したものであるが、登記面には現われて来ない。

(7) 明治四十四年の商法改正

明治三二年の商法修正により、わが国の会社法制は一応の確立を見たが、その後から商法が実情にあわないという意見が出しており、議会に商法の一部改正の議員提案が出たこと也有った。その一方で、司法省の法律取調委員會がそれらの意見をも取入れて、商法の全面改正を企図し、明治四十四年に政府から議会に商法中改正法律案が提案され、一部修正の上、可決・成立し、明治四十四年五月二日公布、七月三十一日の施行勅令により、明治四十四年十月一日施行された。改正点は多くあるが、それらは技術的なものなので詳細は省略する。ただ、衆議院商法中改正法律案外二件委員會議録によると、松田源治議員が、「政府ハ重役ニ厳罰

表四
わが国明治後半期の会社数の推移
(司法省登記統計年報より作成) その三

注)活動中の会社数 = (設立+合併又ハ組織変更ニヨル設立) - (解散+合併又ハ組織変更ニヨル解散)

ノ規定ヲ設マシテ、五年以下ノ懲役或ハ三年以下ノ懲役三千圓以下ノ罰金ト云フヤウナ非常ニ過酷ナル刑罰ヲ設ケテ、取締役支配人或ハ監督役等ニ制裁ヲ加ヘルト云フコトハ、健全ナル實業界ノ發達ヲ期セシムル目的デアルカドウカ」という質問をしている。(衆議院委員會議録 複製

明治四十三年一〇五頁上段

そのような厳罰主義の法案が原案として議會に提出されたものと見ら
しる。よし二つ、これは、委員会の質疑を答へ、その前手に起二つに会

社重役の不正事件と会社の破綻について、きびしく指弾する世論が背景にあつたものと見られる。

結局、成立した商法中改正では、第二百六十一條を改正して、発起人・

取締役・業務執行社員・監査役・検査役・支配人が、左の行為をしたときは、一年以下の懲役又は禁錮又は千圓以下の罰金二處スことになった。

前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ニハ之ヲ適用セヌ

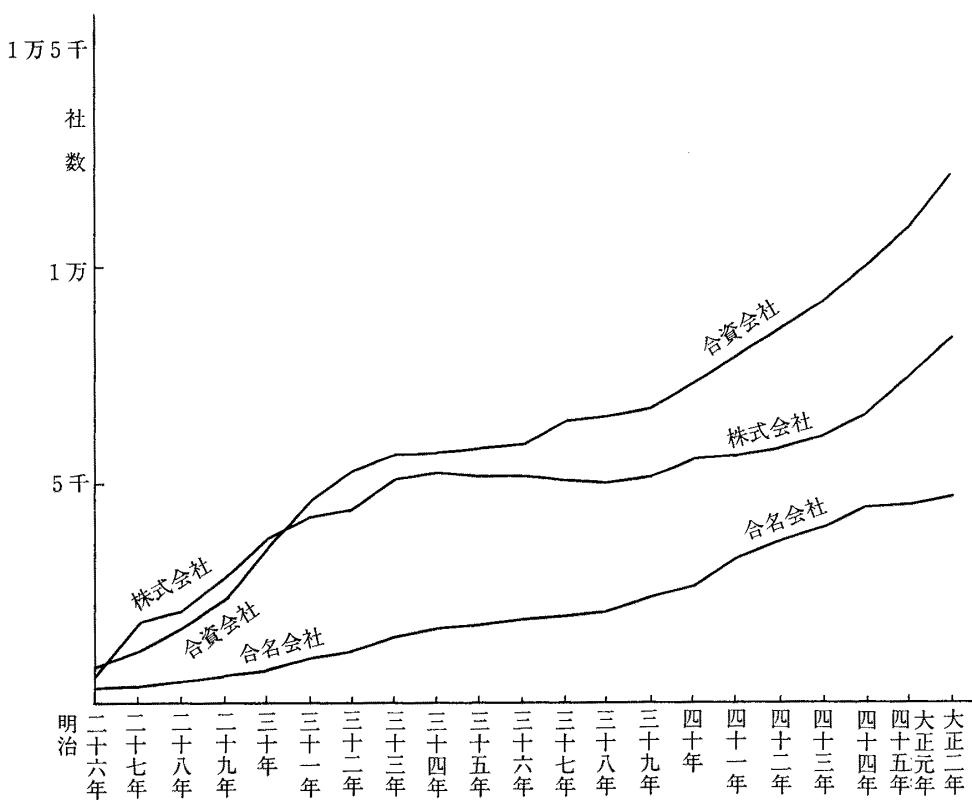
トキ

四 會社ノ營業ノ範圍外ニ於テ投機取引ノ爲メニ會社財産ヲ處分シタル

得シ又ハ賃相ノ目的ニシテマニラタクハニ三
三 法令又ハ定款ノ規定ニ違反シテ利益又ハ利息ノ配当ヲ爲シタルトキ

得、又、質權の目的にてウヲ受タルトキ

一 會社ノ設立若クハ資本ノ増加又ハ其登記ヲ爲サシムル目的ヲ以テ株式總數ノ引受又ハ資本ニ對スル拂込額ニ付キ裁判所又ハ總會ヲ欺罔シタルトキ



図一

わが国明治後半期の会社数の推移（司法省登記統計年報による）
累積設立数から累積解散数を差引いた残存数の推移である。

原案からすれば、大幅に刑が軽減されているとはいへ、重役の不正に対し懲役・禁錮等の刑事罰が商法に適用されることになったことは注目に値する。

三、税法と会社形態の関係

——三井合名の成立と三井直系三社の株式会社化を例として

会社形態を規定するものは会社法である。そこで、前節では、わが国明治後半期の会社法制の推移を考察して来た。しかし、会社法だけでなく、税法によつて、ある企業がいかなる会社形態をとるかが左右されることがある。それは、税法によつて、ある会社形態をとつたほうが税金が安くなる、とすれば、多くの企業がそのような会社形態をとることになるからである。

わが国明治後半期においては、明治三八年一月施行の非常特別税法改正によって、株主・社員の数が二十一人以上の株式会社又は株式合資会社の税率が、合名会社・合資会社の税率の半分になるということになり、そのような税率格差が大正二年の所得税法改正より恒久化することになった。

三井では、明治二六年の商法の一部施行以来、三井銀行・三井物産・三井鑛山などの直系三社（三井呉服店を入れると四社）。ただし、呉服店は明治三七年に三越呉服店として三井から切り放した。）を、それぞれ合名会社とし、それらを三井家同族会が統轄して來た。しかし、明治三十年代から明治四十年代にかけて、それらの直系三社は高収益をあげ、おいに発展した。それに伴い、三井家の事業の經營形態をどうしたらよいか、とくに、三井全体の統轄機構をどうしたらよいかが、明治三十年代中半以降の三井の大きな問題であった。其の問題に対する解決策について、いろいろな提案がなされた。（其の詳細は三井事業史、安岡重明著「三井財閥史」、三井八郎右衛門高棟傳等を参照のこと。）そして、その中から、益田孝の提案した直系三社の株式会社化と持株会社としての三井合名会社の設立という案が採用され、明治四二年～四四年にそれが実行された。その益田提案の提案理由の一つに、株式会社化によつて所得税が

半分になることがあげられていたのである。三井直系三社の株式会社化という会社形態の転換は、所得税の節減を一つの動機としていた。

以下に、三井合名の成立と三井直系三社の株式会社化を例として、税法と会社形態の関係を考察する。

(1) 三井合名の成立と三井直系三社の株式会社化

明治四十年、三井家は三井高景、益田孝らを欧米に派遣し、欧米の旧家・富豪らが旧家の永遠維持の基礎を何におき、業務組織や経営方法をいかにしているかを視察・調査させた。帰朝後、明治四一年、益田孝は欧米出張復命書と改革意見書を三井家同族会議長・三井高棟に提出した。その改革意見書の中で、益田孝は、三井直系三社の株式会社化と三井家同族会を無限責任の合名会社にすることを提案した。

そのような益田の意見が採用され、明治四二年十月、株式会社三井銀行と三井物産株式会社が設立され、同年十一月一日、それぞれ、旧三井銀行、旧三井物産より業務を引き継いだ。その一方で、明治四二年十月、三井鑛山合名会社の社名を三井合名会社に変更し、鑛山業を営むとともに、三井銀行と三井物産の株式を保有する持株会社の機能を果たさせることとした。後、明治四四年十二月、三井合名会社から鉱山部を独立させ、三井鑛山株式会社を設立した。三井合名会社は、それらの三井銀行・三井物産・三井鑛山各株式会社の株式の大部分を所有する一方で、三井合名会社の無限責任社員に三井各家の当主がなる形で、それらの会社を統轄することになった。ここに、三井合名を持株会社とする三井コンツエルンが生まれた。

益田の改革意見書では、直系三社の株式会社化には、有限責任制、所得税半減、計算公告により収税吏より疑われる少なくなるなど利点があるとしていた。(安岡著前掲書二七頁)

益田は、欧米出張により、各地の富豪や実業家と会見し、その意見を尋ねた結果を、欧米出張復命書・付属書類として提出しているが、彼らが三井の事業が無限責任の合名会社として経営されていることを知り、驚いて、有限責任の会社形態にしたほうがよいと勧告したことを記して

いる。(三井事業史 資料篇 三に収録されている。)

なお、益田は、株式会社化には、株式の移転が行われること、経理が公開されること、無限責任より有限責任に移るため世人の疑惑をまぬくこと、同族以外の者を株主にする必要があること(これは株式会社では株主から重役を選出しなければならなかつたためである)などの欠点があることをあげている。(安岡著前掲書一二七頁)

有限責任制は、会社に損失を生じたとき、その弁済の責任が出資額に限定されるという有利さがある反面、債権者から見ると債権が完全には取立てられないという不安がある。実際に、明治前期以来、株式会社あるいは有限責任制が多く問題を起こし、出資者や債権者に損害を与えてきたこともある。明治四十年になつても、なお、株式会社に対する世間の不信感は残つていた。

株式会社化によつて、計算公告・経理公開が法律で義務づけられる。それは三井家の事業の内容を公表することになるから、できれば避けたいことである。しかし、それにより、世間の信用が増すとともに、収税吏の疑惑を招くことがある。つまり、有限責任制と経理公開は長所と短所を合せてもつてゐる。

それに対し、益田が利点としてあげた所得税半減には、短所がない。そして、なぜ、株式会社化によつて所得税が半分になるかというと、それは当時の税法に起因するのである。次に、明治期の法人関係、会社関係の税法の変遷を見てみよう。

(2) 明治期の法人関係税制の変遷

明治前期の国家財政の基幹は地租にあつた。それは、未だ、わが国に近代産業が根づかず、見るべき産業は農業以外になかつたからである。

しかし、明治二十年頃離陸し、明治三十年前後に日本の近代資本主義が成立したとみなされているように、明治後半期は農業と並んで他の近代産業もしだいに発達した時期である。会社法の確立も、そのような日本経済の発展の原動力の一つになり、また、経済発展の結果でもあつた。

そのような経済発展に伴つて、会社数も増加し、その所得額も増大した。そこで、税制の上でも、地租偏重から、しだいに、会社あるいは法人から税を取立てて財源の一つにしていく方向に進んだ。

① 営業税

会社に対する税として、明治十三年に営業税が課されることになった。

これは地方税であり、東京府の場合は、「卸売商仕入高ノ千分ノ三、小売商売上高ノ千分ノ六、会社資本高ノ千分ノ十二」などとされた。後に、明治二九年三月、営業税は国税となり、「卸売業売上高ノ万分ノ五、小売業売上高ノ万分ノ十五、銀行業資本金ノ千分ノ二」などとされた。なお、そのとき、府県は本税の十分ノ二以内の附加税をかけてよいとされた。

② 明治三十二年二月施行の所得税法改正

第三條 所得税ハ左ノ税率ニヨリ之ヲ賦課ス

第一種 法人ノ所得 千分ノ二十五

第二種 此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ爲ス公債社債ノ利子 千分ノ二

第三種 前各種ニ屬セサル所得

十萬圓以上	千分ノ五十五
三百圓以上	千分ノ十

(三百円と十万円の間に、十段階を設け、累進課税となつていて。)

第四條 所得ハ左ノ區別ニ従ヒ之ヲ算定ス

第一種所得ハ各事業年度総益金ヨリ同年度總損金ヲ控除シタルモノニヨル

前項第一號ノ場合ニ於テ益金中此ノ法律ニヨリ所得税ヲ課セラレタル

法人ヨリ受ケタル配當金及公債社債ノ利子アルトキハ之ヲ控除ス

第五條 左ニ掲タル所得ニハ所得税ヲ課セス

七 此ノ法律ニヨリ所得税ヲ課セラレタル法人ヨリ受クル配當金

これら第四條、第五條の規定は、法人からの配當金や公債社債の利子を受取った法人・個人には、さらに課税することをしない、二重課税をしないとするものであつた。

③ 明治三七年四月施行の非常特別税法

第一條 臨時事件ニ因リ生シタル經費ヲ支辨スル爲本法ニ依リ地租、營業税、所得税……ヲ増徵ス

第二條 地租、營業税、所得税……ハ關係法規ノ定メタル税額ノ外左ノ割合ノ税額ヲ増徵ス

一 地租 省略

二 営業税 營業税法ニ依ル税額 十分ノ七

三 所得税 第一種及第三種所得 所得税法ニ依ル税額 十分ノ七

ここまででは、会社形態による税率の格差は存在しない。しかし、次の非常特別税法改正以降、株式会社・株式合資会社と合名会社・合資会社の間に、税率の格差が生じた。

④ 明治三八年一月施行の非常特別税法改正

第一條 臨時事件ニ因リ生シタル經費ヲ支辨スル爲本法ニ依リ租税ヲ増徵ス

一 地租 省略

二 営業税 營業税法ニ依ル税額 十五割

三 所得税

第一種 所得

甲 株主二十一人以上又ハ株主及社員ノ數二十一人以上ヲ以テ組

織シタル株式會社又ハ株式合資會社

所得税法ニ依ル税額十五割

乙 其ノ他ノ法人

所得金額五千圓未満

所得税法ニ依ル税額八割

所得金額一萬圓未満

所得税法ニ依ル税額九割

所得金額一萬五千圓未満

所得税法ニ依ル税額十割

所得金額二萬圓未満

所得税法ニ依ル税額十二割

所得金額三萬圓未満	所得税法ニ依ル税額十七割
所得金額五萬圓未満	所得税法ニ依ル税額二十三割
所得金額十萬圓未満	所得税法ニ依ル税額三十割
所得金額十萬圓以上	所得税法ニ依ル税額四十割
第三種所得	所得金額五百圓未満
所得金額五百圓未満	所得税法ニ依ル税額十割
所得金額十萬圓以上	所得税法ニ依ル税額二十七割
所得税法ニ依ル税額二十七割	所得税法ニ依ル税額二十七割
この非常特別税法改正により、所得金額二万円未満では、合名会社・合資会社のほうが株式会社・株式合資会社より税金が安くなることになり、二万円以上の所得のある法人では、その逆になることになった。ところに、三井直系三社は、明治四十年前後の時期には、それぞれ百万円を超える利益をあげていたから、合名会社のままでは、所得税と非常特別税を合わせると千分の百二十五の最高税率となり、之を株主二十一人以上上の株式会社にすると、千分の六十二・五となる。つまり、益田のいう通り、所得税は半減することになるのである。	この非常特別税法改正により、所得金額二万円未満では、合名会社・合資会社のほうが株式会社・株式合資会社より税金が安くなることになり、二万円以上の所得のある法人では、その逆になることになった。ところに、三井直系三社は、明治四十年前後の時期には、それぞれ百万円を超える利益をあげていたから、合名会社のままでは、所得税と非常特別税を合わせると千分の百二十五の最高税率となり、之を株主二十一人以上上の株式会社にすると、千分の六十二・五となる。つまり、益田のいう通り、所得税は半減することになるのである。
しかし、非常特別税は日露戦争の戦費調達のための税であり、明治三十七年四月施行の非常特別税法第二十七條に、「平和克復ニ至リタルトキハ其ノ翌年末日限本法ヲ廢止ス」と明記されており、明治三十八年一月施行の非常特別税法改正では、この條文はそのままになつておらず、戦後、減税が行われることは当然のこととされていた。それにもかかわらず、非常特別税法は大正二年まで存続し、その上、大正二年の所得税法改正により、会社形態による税率格差はそのまま恒久化することになつた。	しかし、非常特別税は日露戦争の戦費調達のための税であり、明治三十七年四月施行の非常特別税法第二十七條に、「平和克復ニ至リタルトキハ其ノ翌年末日限本法ヲ廢止ス」と明記されており、明治三十八年一月施行の非常特別税法改正では、この條文はそのままになつておらず、戦後、減税が行われることは当然のこととされていた。それにもかかわらず、非常特別税法は大正二年まで存続し、その上、大正二年の所得税法改正により、会社形態による税率格差はそのまま恒久化することになつた。

そのような税法改正の動きは、明治四十年七月に公表された税法整理案審査会審査報告によつて周知されていた。
次に日露戦争後の税法整理の動きを見てみよう。

(3) 日露戦争前後の税法改正の動向

① 会社形態による税率格差の導入の事情

明治二十年七月施行の所得税法では、個人所得税として、第一等所得金高三萬圓以上の個人にその百分の三の所得税を課し、以下、所得金高により税率を引下げ、第五等所得金高三百圓以上の個人にその百分の一の所得税を課すことになった。

明治三十二年の所得税法改正では、さらに等級を細分して、十二等級とし、最高十萬圓以上千分ノ五十五、最低三百圓以上千分ノ十とし、同居家族の所得は合算することにした。そのような個人所得税の流れの中で、法人所得税が取り入れられた。

とくに明治三十八年一月施行の非常特別税法においては、合名会社・合資会社についても累進税率を取り入れ、第三種所得税（個人所得税）とバランスをとつたといわれている。（たとえば、貴族院非常特別税法案外七件委員會議事速記録第一號 明治三十七年十二月二十一日等を参照のこと。）それは、合名会社・合資会社は社員の数が少ないので、各人の所得は多いから累進しても差支えない。それに対し、株式会社は株主の数が多いから一人当たりでは所得は少ない。そこで累進にしない。しかし、株主数二十人以下の株式会社は合名会社・合資会社と似たようなものだから、合名会社・合資会社と同じ扱いにする、などのやりとりが議会でなされた。

また、株式会社にしたほうが税金が安くなるから株式会社にする者が出て来る、一種の税逃れが生じる恐れがあるという質問に、政府委員はないとはいえないが、みながそうするというものでもないので、これでよいと思うと答えていた。

② 日露戦争後の税法整理の動向

明治三十八年九月、日露戦争は終結した。したがつて、非常特別税法

は、翌三十九年末で廃止となるはずであったが、明治三十九年三月、非常特別税法を改正して、なお継続することとした。(明治大正財政史 第六卷 一〇一頁参照)当然、それに對し、議会内外に反対の声があがつたが、それらをなだめるため、政府は二ヵ年を期して税法の整理を行うこととする旨の声明を出した。その結果、その改正案はようやく議会を通過した。そこで、政府は大蔵省に税法審査委員会を設け、税法整理を研究させた。その結果、明治三十九年十一月、同委員会は一つの成案を大蔵大臣に報告した。その報告の中で、所得税について、甲(株主・社員の数が二十人以上の株式会社・株式合資会社)については、現行税率千分の六十二・五を高めて千分の六十五とし、乙(合資会社・合名会社)については、千分の十五乃至千分の二百七十になる超過累進税率とすることを提案した。(同書 一二〇頁)

政府は、右の税法審査委員会報告を検討するため、さらに、官民の学識経験のある人びとの意見を求めるにし、明治四十年三月、税法整理案審査會を設けた。同審査會は、同年七月、審査結果を公表し、それにもとづき、税法改正案が作成された。それによると、甲種法人の税率は原案千分の六十五を改め、千分の七十五とし、乙種法人の税率は原案千分の二百七十を改めて最高千分の三百と爲すことになっていた。(同書 一三九頁)

③大正二年五月施行の所得税法改正

明治四十年の税法整理案審査會審査報告公表後、議会内外で論議が行われたが、人民の減税要求は強く、それに對し、政府案はむしろ増税になるものがあつて審議は難航し、しばしば政府提案は否決された。しかし、大正二年に至つて、ようやく所得税法改正が成立した。大正二年五月一日施行の所得税法改正では、法人関係税制は次のようになつた。

所得税法中左ノ通改正ス

第三條 所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

第一種 法人ノ所得

甲 合名會社、合資會社 所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

五千圓以下ノ金額	千分ノ四十
五千圓ヲ超ユル金額千分ノ五十	
一萬圓ヲ超ユル金額千分ノ六十	
一萬五千圓ヲ超ユル金額千分ノ七十	
二萬圓ヲ超ユル金額千分ノ八十	
三萬圓ヲ超ユル金額千分ノ九十	
五萬圓ヲ超ユル金額千分ノ百	
七萬圓ヲ超ユル金額千分ノ百十	
十萬圓ヲ超ユル金額千分ノ百二十	
二十萬圓ヲ超ユル金額千分ノ百三十	
乙 株式會社、株式合資會社、其ノ他ノ法人	千分ノ
六十二・五	
第二種 此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ爲ス	
公債社債ノ利子 千分ノ二十	
第三種 前二種ニ屬セサル所得	
千圓以下ノ金額 千分ノ二十五	
……	
十萬圓ヲ超ユル金額 千分ノ二百二十	
株式會社、株式合資會社ニシテ株主又ハ株主及社員ノ數二十人以下ヲ以テ組織シタルモノナルトキハ其ノ所得ニ對シテ第一種甲ノ税率ヲ適用ス	
(4)直系三社の利益額と税額試算	
明治三八年一月施行の非常特別税改正以降、会社形態によつて税率格差が導入された。しかし、それは利益額が大きいと株式会社、株式合資会社のほうが税金が安くなるというものであつた。そこで、三井直系三社の明治四十年前後の利益額がどうであつたかが問題となる。	
三井銀行と三井物産の利益額は次のようであつた。三井銀行の利益額は、三井銀行五十年史(大正十五年)による。三井物産の利益額は、三井物産会社小史(昭和二十六年)による。(単位千円)	

	三井銀行	三井物産	大正元年	二、四七八
明治三七年	七八八	二、二二一	二年	一一、五五一
三八年	一、三一七	二、三四七	明治四一年	一、五三五千円
三九年	一、六一六	二、一八八	四年	一、二八二
四十年	三、三一三	二、〇五二	四年	二、三五七
四一年	二、七八八	一、三六四	四年	二、〇一七
四二年	二、〇九五	一、九七一	四年	四、五〇四
四三年	二、〇九四	六、〇一五	四年	二、〇九四
四四年	二、〇一七	四、五〇四	四年	二、〇一七
四五五年	二、〇一七	六、〇一五	四年	二、〇一七
大正元年	二、五二一	五、三六一	四年	二、〇一七
二年	二、八四〇	五、二二八	四年	二、〇一七
とくに、大正二年について、改正所得税法を適用して、株式会社後と合名会社のままであつた場合とに分けて税額を計算して見ると、次のようになる。				
三井銀行				
株式会社化後	一七七、五〇〇円	前項で、大正二年の所得税法改正により、株式会社化しておかなかつたら、三井直系三社はどれ程多く税金を払わねばならなかつたかを試算して見た。それにより、株式会社化しておいたため五一%以上税金が安くなつたことが判つた。	(5) 三井直系三社の株式会社化の動機	明治四三、四年の数字が大きく異なる。そこで、大正二年の税額を正確に求めることはできない。大体、三井銀行と同様の比率になると推定しておく。
合名会社のままの時	三六四、二〇〇円	しかし、それは結果であつて、動機ではない。益田らに直系三社の株式会社化に踏み切らせたのは、明治三九年末の税法審査委員会の報告が、株式会社・株式合資会社の税率を千分の六十五とし、合名会社・合資会社の最高税率を千分の二百七十とする案を出したこと、さらに、明治四十年七月の税法整理案審査会の審査結果が、前者を千分の七十五、後者を千分の三百とする案を出したことである。会社形態が相異するだけで、四倍近い差異が生ずるからである。(超過累進税率のため、ちょうど四倍にはならない)もし、この案が法律として成立したら、大変なことにならぬ。もしかして、この案が法律として成立したら、大変なことにならぬ。もしかして、この案が法律として成立したら、大変なことにならぬ。	これに対し、資料「三池争議」(昭和三八年)一〇六八頁によると次のようである。	ある会社がいかなる会社形態をとるかは、単に現実の会社法制や法人税制がいかになつたかだけでなく、それらがどうなると予想されたかに
株式会社化後	三三二六、一二二五円	三井物産	大正元年	二、四七八
合名会社のままの時	六七三、三四〇円	二年	一一、五五一	
株式会社化後の税額は、合名会社のままだつた場合の税額の四八・七四%である。		明治四一年	一、五三五千円	
三井礦山の利益額は、資料によりまちまちである。		四年	一、二八二	
三井事業史本篇第三卷上一五九頁によると、三井合名会社鉱山部門利益金は次のようにある。(単位千円)		四年	二、三五七	
明治四三年	三、九六四	四年	二、〇一七	
四四年	三、七一六	四年	二、〇一七	

ある会社がいかなる会社形態をとるかは、単に現実の会社法制や法人税制がいかになつたかだけでなく、それらがどうなると予想されたかに

ある会社がいかなる会社形態をとるかは、単に現実の会社法制や法人税制がいかになつたかだけでなく、それらがどうなると予想されたかに

わが国明治後半期の会社制度の展開過程

四、結び

よつても左右されるのである。

わが国明治後半期の会社制度の展開過程は、明治二三年公布、明治二六年一部施行の商法の一部として会社法が確立され、合名会社・合資会社・株式会社の三種の会社形態が認められた。しかし、なお、株式会社の設立については官の免許が必要であつた。明治三二年新商法が施行され、株式会社の設立に官の免許が不要となつた。さらに、株式合資会社・外国会社の制度が取り入れられた。しかし、実際には、合名会社は全社員が無限責任であるため、他人は参入し難く、逆に、株式会社は全社員が有限責任であるため、世間から不信の目で見られ、会社制度の主流とはならなかつた。その間にあつて、無限責任社員がいて、しかも、有限責任の出資も受け入れる合資会社形態が会社制度の主流となつた。

ただ、明治三八年一月施行の非常特別税法改正によつて、株式会社・株式合資会社と合名会社・合資会社の間に、所得税率の格差が導入され、それが大正二年の所得税法改正以降恒久化することになつたので、三井直系三社などの高収益会社が、合名会社から株式会社へ転換した。しかし、本格的に株式会社が会社制度の主流となるのは、大正以降のことであつた。

なお、明治四四年に、三井合名会社から鉱山部を分離独立させ、三井礦山株式會社を設立し、三井合名会社は純粹持株会社となつた。それにより、三井の組織形態はコンツエルンとなつた。その後、大正時代になつて、三菱その他の財閥がコンツエルン形態を形成していくことになる。三井はその先駆をなしたのである。